保険/共済募集指針

東京東信用金庫

当金庫は、以下の**「保険/共済募集指針」**に基づき、適正な保険/共済募集に努めてまいります。

・当金庫は、保険業法や中小労災共済法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。

・当金庫は、お客さまに引受保険会社名/引受共済団体名をお知らせするとともに、保険/共済契約を引受け、保険/共済金等をお支払いするのは保険会社/共済団体であること、その他引受保険会社/引受共済団体が破たんした場合等の保険/共済契約に係るリスクについて適切な説明を行います。

・当金庫は、取扱い保険/共済商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

・当金庫が取扱う一部の保険/共済商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険/共済金額等に制限が課せられています。

1. 保険/共済契約者・被保険/被共済者になる方が次のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険/共済商品をお取扱いできません。

(1) 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
(2) 従業員数が 20 名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

2. 「上記 1. に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が 21 名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を契約者とする一部の保険/共済商品の契約につきましては、保険/共済契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます※)を、それぞれ次の金額以下に限定させていただきます。

・ 生存または死亡に関する保険/共済金額等:1,000 万円
・ 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険/共済金額等
(1)診断等給付金(一時金形式)…1 保険/共済事故につき 100 万円
(2)診断等給付金(年金形式) …月額換算 5 万円
(3)疾病入院給付金 …日額 5 千円
【特定の疾病に限られる場合は 1 万円】※合計 1 万円
(4)疾病手術等給付金 …1 保険/共済事故につき 20 万円
【特定の疾病に限られる場合は 40 万円】※合計 40 万円

※上記保険金額等について、保険契約に係る金額と共済契約に係る金額は合算しません。

・当金庫は、ご契約いただいた保険/共済契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社又は引受共済団体所定の連絡窓口へご案内、または保険会社/共済団体と連携してご対応させていただくことがございます。
・当金庫は、保険/共済募集時の面談内容等を記録し、保険/共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

お問い合わせ窓口

保険/共済契約に関する苦情・ご相談等は、以下の窓口または、お取引き店舗で承ります。

【保険/共済契約に関する苦情・相談窓口】
東京東信用金庫　お客様サポート部　保険窓販担当
電話番号：03-3633-5501
受付時間：9:00～17:00（土・日曜日・祝日を除く）

以上

東京東信用金庫